

龍ヶ崎市学校給食センター整備事業

落札者決定基準

令和2年7月

龍ヶ崎市

— 目 次 —

第 1	落札者決定基準の定義	1
第 2	選定の概要等.....	1
第 3	審査の流れ	2
第 4	入札参加資格審査	3
第 5	提案審査（基礎審査）	3
第 6	提案審査（性能審査）	4
第 7	開札（入札価格の確認）	7
第 8	総合評価による落札者の選定.....	7
第 9	落札者の決定.....	7

第1 落札者決定基準の定義

本落札者決定基準は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）が龍ヶ崎市学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市と契約を締結し、本事業を実施する事業者を決定するための方法及び基準を示すものであり、入札説明書と一体をなすものである。

第2 選定の概要等

1 選定方式

本事業を実施する事業者には、龍ヶ崎市学校給食センター（以下「本件施設」という。）の施設整備業務及び開業支援業務の各業務を通じて、効率的・効果的で事業者の幅広い高度な技術的能力やノウハウ等が求められるものであり、それらを総合的に評価して選定することが必要となる。

従って、落札予定者の選定に当たっては、入札価格のほか、施設や設備機器及び調理機器等の性能等、各業務の達成に必要な事業能力を総合的に評価し落札者を選定する、総合評価一般競争入札方式を採用して行う。

2 選定方法

選定は、事業者の入札参加資格の有無を判断する「資格審査」と、事業者の提案内容を審査する「提案審査（基礎審査、性能審査）」の2段階に分けて実施する。

なお、資格審査の結果は、入札参加者の選定をするためにのみ用いるものとし、提案審査には持ち越さない。

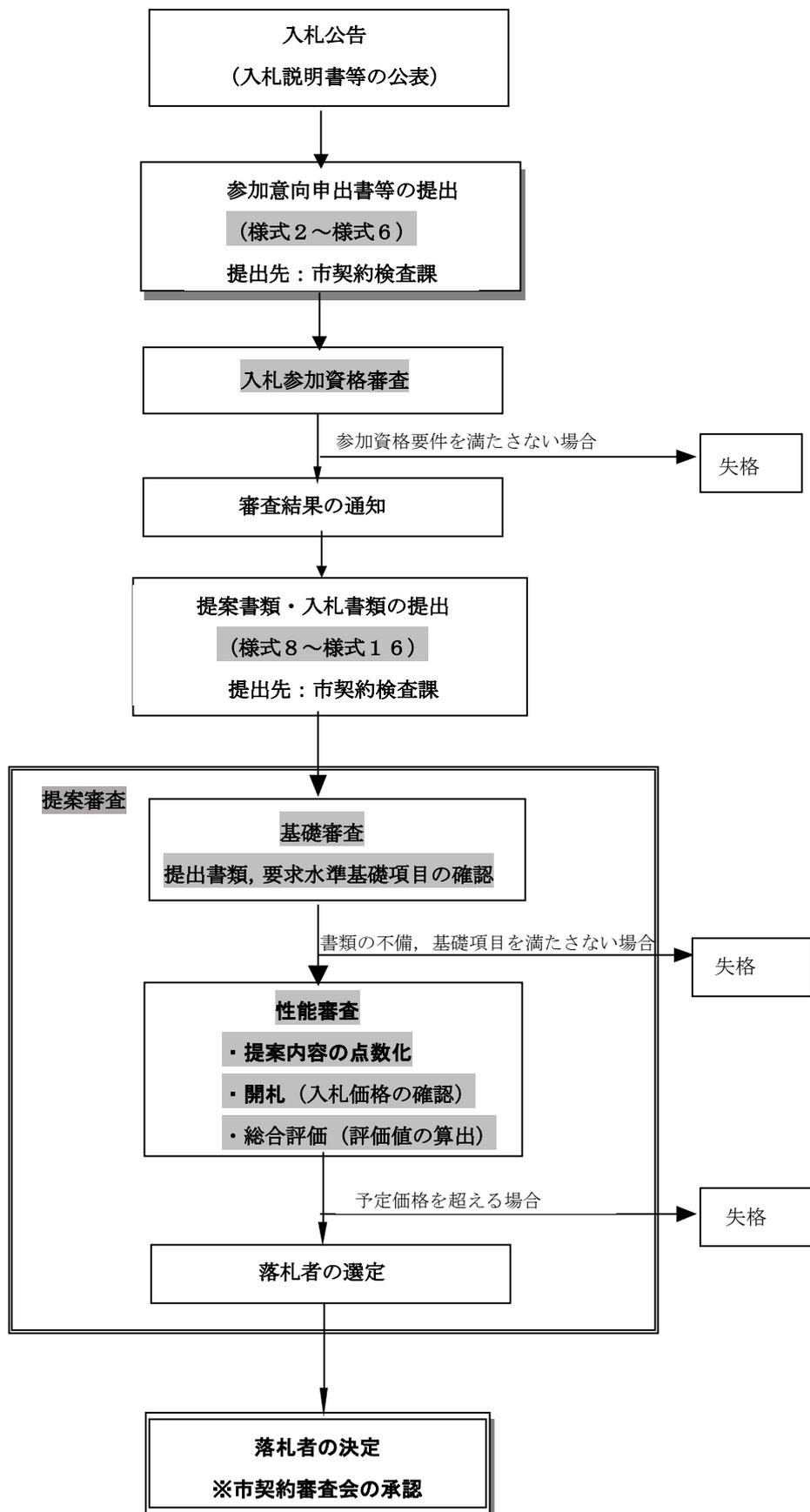
3 選定の体制

審査に当たっては、庁内関係者で構成する、龍ヶ崎市学校給食センター整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書類及び入札価格等について意見交換、審査及び評価点の算出等を行い、落札者を選定する。

なお、落札者の選定後、その結果を龍ヶ崎市契約審査会（以下「審査会」という。）に報告し承認を得る。

第3 審査の流れ

審査の流れについては、以下のとおりである。



第4 入札参加資格審査

資格審査は、入札説明書等に示す事業者の備えるべき資格要件を満たしているか否かの確認を行う。1項目でも参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。審査の結果は代表企業に通知する。

なお、本資格審査を通過した入札参加者のみ提案書類の提出を行い、第5以降の提案審査を行うものとする。

第5 提案審査（基礎審査）

1 審査項目

基礎審査に当たっては、提案書類に記載された内容が次の項目を満たしていることを確認する。なお、次の項目を満たしていない場合は失格とし、市はその結果を代表企業に通知する。

(1) 提案書類の確認

市は、提出された提案書類が入札説明書等の指定のとおり揃っているかを確認する。確認において、以下の全てを満たしていない場合は失格とする。

- ア 提案書類全てが揃っており、その全体について様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）になっていること。
- イ 提案書類全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は、提案事項間の矛盾等がないこと。

(2) 基礎項目審査

市は、入札参加者の提案内容が要求水準の基礎項目を満たしているかについて審査を行い、基礎項目を全て満たしている場合は適格とし、配点100点を付与する。

また、1項目でも要求水準の基礎項目を満たしていない場合又は、基礎項目について記載のない場合は失格とする。

要求水準の基礎項目は、次表のとおりである。

基礎項目	審査基準
①事業計画に関する事項	実現可能な事業工程となっていること。
②施設整備業務に関する事項	要求水準書に示す性能・仕様であること又は同水準以上の性能・仕様であること。
③開業支援業務に関する事項	要求水準書に示す業務内容が確実に実現すると判断できる提案がなされていること。

第6 提案審査（性能審査）

1 審査項目

選定委員会は、基礎審査を通過した入札参加者の提案についてのみ審査を行うものとする。審査は、提案書類に記載された内容について、次の方法に従い点数化する。

(1) 性能審査の基本方針

提案内容の点数化（配点及び加点基準）に当たっては、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定する。

性能審査は、事業者の提案内容について、以下に示す性能審査項目について加点基準に応じて点数化する。性能審査は、配点18点を満点とし、その内訳は「性能審査項目の評価基準」に示す。

(2) 審査における大項目別の配点

前述の性能審査の基本方針を踏まえ、配点を次のとおりとする。

性能審査項目	配点
事業実施に関する事項	4
施設整備業務に関する事項	14
合計	18

(3) 審査項目の加点基準

審査項目の評価項目別に、次に示す3段階の評価により点数を付与する。

審査における評価は、原則として事業者間の相对比较の評価ではなく、評価基準に対する絶対評価で行う。

なお、点数は算定した点数のままとする。（小数点第1位まで）

	評価区分	加点比率 (加点数=配点×加点比率)
A	特に秀でて優れている。	配点×1.00
B	優れている。	配点×0.50
C	優れている点はない。	配点×0.00

2 性能審査項目の評価基準

性能審査項目毎の評価基準及び配点は次のとおりとする。

【事業実施に関する事項 配点： 4点】

評価項目	評価の主な観点	配点	様式
基本方針・事業実施体制	1 市の考えを理解し、事業の取組姿勢や基本的な考え方を効果的に反映するための具体的な提案であるか。 2 事業の実施体制や企業間の連携方法を適切に計画しているか。	4	1 2

【施設整備業務に関する事項 配点： 14点】

評価項目	評価の主な観点	配点	様式
建築計画	配置計画 外構計画	4	1 3 - 1
	動線計画		
機能性及び 衛生水準の確保	平面計画 内部動線計画 衛生管理計画	4	1 3 - 2
	調理設備・備品 計画		

評価項目	評価の主な観点	配点	様式
防災への配慮 ライフサイクルコストへの配慮 環境負荷対策計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時に復旧作業等が容易な設備になっているなど，給食の提供再開に配慮した提案であるか。 2 光熱水費の削減や省エネ対策について配慮しているか。 3 建築設備及び調理設備等の長寿命化やライフサイクルコスト（更新費等含む）の削減に配慮しているか。 4 環境負荷低減に配慮しているか。 	3	1 3 - 3
施工計画 開業支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事期間中における安全管理や工程管理のほか，施工時の品質管理を適切に行うための具体的な提案であるか。 2 工事の影響（騒音・振動・悪臭・粉塵発生・濁水流出・交通渋滞等）を最小限に抑えるための配慮をしているか。 3 工事期間中の安全確保や地域コミュニケーションのための配慮を適切にしているか。 4 開業をスムーズに行うことができるよう，具体的で実効性のある開業支援策が提案されているか。 	3	1 3 - 4

第7 開札（入札価格の確認）

市は、選定委員会による性能審査の後、入札書の開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

第8 総合評価による落札者の選定

市は、入札参加者ごとに点数化した、性能点の合計に標準点（100点）を加えた技術評価点を、開札で確認された入札価格で除し、評価値を算定する。

選定委員会は、算定された評価値を確認し、最も評価値の高い入札参加者を落札者として選定する。

$$\text{評価値} = \{ \text{性能点の合計 (18点満点)} + \text{標準点 (100点)} \} \div \text{入札価格}$$

第9 落札者の決定

選定委員会は、上記による選定結果を審査会に報告し、承認を得て落札者の決定とする。